

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

(1) 計画策定の趣旨と位置づけ

計画策定の趣旨

日本の公共建築物及びインフラ資産は、その多くが都市化の進展や経済の成長とともに集中的に整備されてきました。これらの公共施設等^{*1}は老朽化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎え、膨大な財政負担となることが見込まれています。

このような状況のもと、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)において、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとし、2013年11月「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

さらに2014年4月には、「行動計画」の策定を具体化する取り組みとして、総務省が全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請^{*2}を行いました。策定要請では、庁舎・学校・町営住宅などの公共建築物、道路・橋梁・上下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)^{*3}に配慮した公共施設等総合管理計画を2016年度までに策定することとしています。

本町においては、1960年代から1980年代にかけて、学校・町営住宅などの公共建築物を集中的に整備してきました。これらの多くは、建設後30年以上が経過し老朽化が進み、更新時期を迎えると見込まれます。また、公共建築物の過不足も懸念される状況となっています。財政面においては、将来の人口の伸び悩みに伴う税収減や高齢化社会の進行に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難と予測されます。

このような状況のなか、安全で持続的な町民サービスを確保・提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効果的効率的な公共施設等の整備及び管理運営に努めていく必要があります。こうしたことから、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来に渡る課題などを客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした「三股町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

*1 公共施設等：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日)において、「公共施設等」とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)も含む包括的な概念である。」と定義づけている。

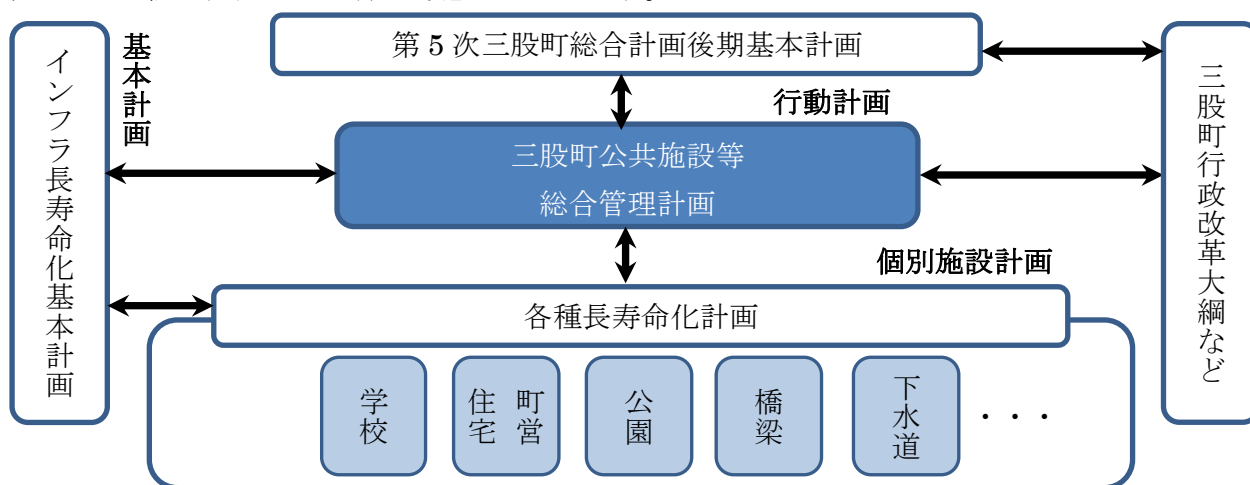
*2 「公共施設等総合管理計画」の策定要請：「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日総務大臣通知)

*3 ライフサイクルコスト(LCC)：公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程(ライフサイクル)に必要なコストの総額。

計画の位置づけ

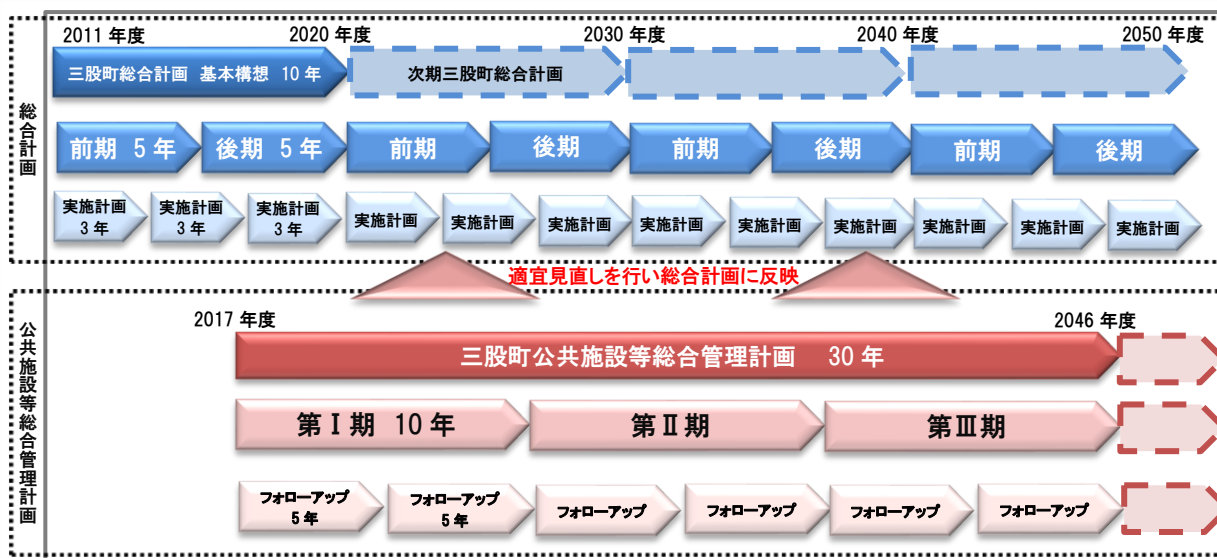
本計画は、2014年4月の総務省要請を踏まえ、「自立と協働で創る元気なまち三股」をまちづくりの基本目標とする「第5次三股町総合計画後期基本計画」の着実な推進を下支えし、本町の公共建築物及びインフラ資産（道路・橋りょう・下水道など）を将来に渡って総合的かつ計画的に維持管理していくための基本的な方針を定めるものです。また「三股町行政改革大綱」などとの連携を図るとともに、今後の各施設の個別計画の指針となり、各施策や事業目的にける公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な役割を果たすものとなります。

また、本計画に基づく実行計画の立案や事業の実施にあたっては、町民への情報公開や説明会等の開催を検討していきます。さらに総合計画の他、地域版総合戦略に伴う人口ビジョン、策定済の個別計画（三股町公営住宅等長寿命化計画、三股町橋梁長寿命化修繕計画等）や今後策定予定の個別計画との整合を考慮していきます。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、2017年度から2046年度までの30年間とし、3期に分けて計画を進めていきます。1期あたりの計画期間は10年間とし、10年ごとに見直しを行うこととします。社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて5年でフォローアップを実施します。



(3) 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本町が保有する公有財産のうち、公共建築物のほか、道路、橋りょう、下水道施設などのインフラ資産を対象とし施設類型ごとに分類します。なお、公共建築物一覧は巻末資料に掲載しています。

